

策定日：令和2年 3月 3日
変更日：令和2年 12月 14日
変更日：令和3年 4月 22日

静岡県信用保証協会 行動計画

職員が仕事と子育て・家庭生活を両立しながら個別に有する能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間

2 内容

目標1：所定外労働削減のため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

令和2年4月～最低年2回ノーギャロップデーを設定し、実施する。

ただし、令和3年度は月2回設定し、実施する。

目標2：全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均7日以上とする。

ただし、令和3年度は1人当たり平均15日以上とする。

<対策>

令和2年4月～休暇取得促進に関する通知を全職員へ向けて発信する。

目標3：職員が利用する保育所の選択肢を広げるため、職員からの要望に応じて企業主導型保育施設と積極的に利用協定を締結する。

<対策>

令和2年4月～企業主導型保育施設との利用協定締結の希望があれば申し出るよう、全職員に対して通知を発信する。

目標4：出産や子育てに関する諸制度のパンフレットを作成し、掲示等により制度の周知を図る。

<対策>

令和2年4月～諸制度を整理してパンフレットにまとめ、令和2年度中に職場内グループウェアの掲示板へ掲示する。

以上